

[事案 2020-113] 新契約取消請求

・令和2年11月5日 裁定終了

<事案の概要>

告知時に募集人による不適切な行為があったことを理由として、既払込保険料と解約返戻金との差額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成16年1月および平成24年12月に契約した終身医療保険について、平成31年に解約したが、以下の理由により、既払込保険料と解約返戻金との差額を返してほしい。

(1)いずれの契約も、告知時に募集人に対し、糖尿病で治療中であることを口頭で説明したにもかかわらず、募集人が告知事項すべてに「いいえ」と記入した。

<保険会社の主張>

いずれの契約の告知書にも申立人による自署があることに照らすと、募集人による不適切な行為がありながら、申立人がこれを許容したとは考えられないことから、申立人の請求に応じることとはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知時に募集人による不適切な行為があったことを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。